

ポスト開発社会のダイナミズムとディレンマ

— 韓国における労働法改正過程と労働者の政治参加 —

佐々木 武 夫

1 : ポスト開発社会における民主化と経済高度化

ソウル・オリンピックを控えた1986年、韓国経済は経済成長に着手以後始めて本格的な経常黒字を記録し、経済自立と発展途上国から先進国への移行準備を開始した。また、87年6月、当時の与党民正党代表委員で次期大統領候補であった盧泰愚（13代大統領）は、大統領直接選挙と憲法改正を要求する大衆の声の高まりに迫られて、いわゆる6.29「民主化宣言」を行った。この民主化宣言は、韓国政治システムの大きな転換点、つまり権威主義体制から民主主義体制への移行であり、労使関係の分野においても民主化へ向かう大きな転換点と考えられてきた。この突然の政変は、経済発展による「権威主義体制」の「溶解」、つまり権威主義体制が経済成長の目標を上首尾に達成し、その結果、民主主義体制へ移行し、自ら権力の存立基盤を「溶解」させたものと考えられた。また、民主化宣言の翌年の「民族自尊と統一政策のための特別宣言」は、政治経済体制の差異に基づく南北の対立政策の時代から、南北の平和共存政策の時代への転換点を象徴するものであった。

この6.29宣言については、当時の民衆の民主化要求デモに直面して政治的混乱を避けるため、全斗煥政権が国民の力に戦術的に譲歩したとする視点¹⁾や、

1) ハーゲン・クー、「韓国の労働者 階級形成における文化と政治」、(滝沢・高訳)、2004、御茶の水書房、206頁。Hargen Koo, 'Korean Workers the culture and politics of class formation', Cornell University, 2001.

前述のように経済発展による権威主義の溶解と考える視点²⁾ および、さらには韓国の国威を賭けて準備してきたソウル・オリンピック前の社会混乱を予防しようとしたという視点、さらにはアメリカの民主化への圧力を指摘する視点などがある。が、どの視点に立ったとしても権威主義体制が目標として設定した経済成長を達成し、自らの政策を転換したことにはかわりはない。これまで、この「溶解」をめぐるのは権威主義体制から民主主義体制への移行の側面が注目されてきた。が、開発主義政策を採用し成熟段階に到達しようとしている国家の課題は、権威主義政権の「溶解による民主化の開始」よりも、それに続く「民主主義の定着」とりわけ「民主主義の制度化と経済高度化とのバランス」およびその過程での「葛藤の克服」が重要な課題であろう。バランスを自覚する政策と有効な対応により、この葛藤を克服してこそ開発主義国家の先進国化が名実共に完成するように思われる³⁾。

1970年や1980年代に著しい経済成長を記録した諸国をグループ化すると、南アメリカの諸国と東アジアの諸国の2グループが存在した。それぞれのグループを対象として経済成長と民主化の関連が検討されてきた。まずハンチントンとネルソンによる南アメリカ諸国を対象とした研究に注目すると、経済発展と民主化については「テクノクラティック・モデル」と「ポピュリスト・モデル」の2つの類型が考えられた⁴⁾。まず「テクノクラティック・モデル」は、テクノクラートを重用して集権的政府が経済開発を遂行していく類型。経済開発のスタートは、人権や自由選挙の制限とともに始まる。国全体の資源動員や経済成長は比較的容易で、経済規模の拡大が進行する。しかし、貧富の差も拡大し、

2) 渡辺利夫、「新世紀アジアの構想」、ちくま新書、1995、39頁の「経済発展と政治体制—権威主義体制の「溶解」」参照。

3) 深川由起子、「韓国・先進国経済論」、1997、日本経済新聞社。高龍秀、「韓国の経済システム」、2000、東洋経済新報社。朴一、「韓国 NIES化の苦悩 増補版」、1999、同文館。同編、「変貌する韓国経済」、2004、世界思想社、特に第2章「労働組合と労働者」。平川・石川編著、「新・東アジア経済論」、2001、ミネルヴァ書房。

4) 大野、桜井著、「東アジアの開発経済学」、1997、有斐閣アルマ、第7章「権威主義開発体制」。また韓国の開発経済の特徴については、A. H. Amsden, *Asia's Next Giant: South Korea and Late Industrialization*, 1989, Oxford University Press (paperback Edition). F. C. Deyo, R. F. Doner and E. Hershberg (ed) *Economic Governance and the Challenge of Flexibility in East Asia*, 2001, Rowman & Littlefield. 佐々木武夫・豊田謙二編、「転換期の東アジア」、1998、ナカニシヤ出版、第一章。

貧困層の不満が増大する。政府はそれを抑え込むため政治的抑圧を増大させる。不平等と抑圧の悪循環を何回か経た後、抑圧政策は破綻し、大規模なデモ・反政府運動などが爆発、社会は大混乱に陥る。これに対して「ポピュリスト・モデル」では、経済開発のスタートは、民主主義を重視し自由な政治参加とともに始まる。この場合、農民、地主、労働者、産業界、軍、少数民族などの利益集団のバランスの上に政策が進められ、極端な貧富の差は生まれない。しかし、一貫した経済政策は実施できず、経済停滞に陥る。不況の下で各集団の要求が激化し、社会は不安定になり、このため経済はさらに悪化する。また混乱を收拾するため軍事クーデタが生じて、抑圧的な政治に逆戻りする。南アメリカにおける経済成長と民主化の関連の研究は、この両者を調和的かつ自動的に達成する安易な道はないことを示している。

これに対し、東アジアでは「権威主義体制」と経済成長の関連の研究が試みられてきた。東アジア型の権威主義開発体制モデルでは、経済開発のスタートは、経済開発への情熱の鼓舞、有能な指導者と官僚群の登用、対外的危機意識の強調、そしてユニークな文化的要素の活用が混じり合い開始される。この開発体制は、一般に欧米への急速なキャッチアップ政策として正当化される。経済成長は持続して、大衆消費段階に到達するとともに、権威主義体制の「卒業」にあたる政策転換が実現し、権威主義的政権が否定される。この「卒業」である「権威主義体制の溶解」は、つぎのような3つの要求の形成を背景に、絶妙のタイミングの下に行われる必要があるとされる。その条件として、1) 社会内部からの変化の要求：労働者の権利要求や市民的自由を求める声の高まり。2) 国際化による相互依存の強化と自由化の要求：輸出先の政府からの規制緩和の要求やFTAのような国際的な自由化圧力。3) 政府によって体制転換を促すような諸政策の採用：政府自らが舞台を降りる行動を絶妙のタイミングで行うこと。「卒業」の＜始まり＞は、かなり微妙なタイミングが求められる。

韓国における「権威主義体制の溶解」つまり「開発主義体制」から「ポスト開発主義」社会への移行は、民主化と産業高度化の両輪によって支えられる以外になかった。「権威主義体制の溶解」は、民主化の結果ではなく単なる民主化の出発点に過ぎず、同様に産業高度化もそれが瞬時に実現するのではなく、

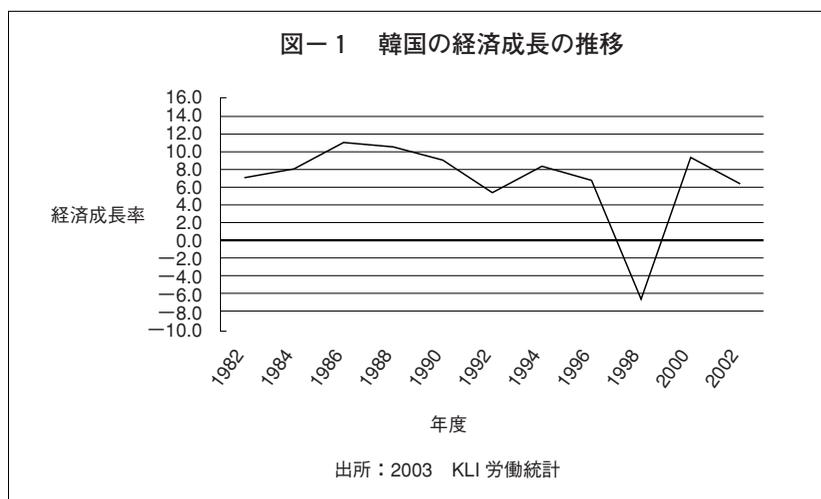
単にその必要性が強く認識されるようになつたに過ぎない。この「民主化」と「産業高度化」のバランスの難しさは、韓国先進国論では、どのように想定されていたのか。民主化と産業高度化＝韓国先進国化の完成への具体的な目標設定は、韓国の社会と国民にどのようにして受け入れられていくのであろうか。この課題を検討するため韓国主力産業における労使関係の変化と産業民主化の定着過程に注目することにしたい。このミクロな民主化過程と、マクロなレベルの民主化「定着」および産業「高度化」との関連の課題にみられるダイナミズムとディレンマを考察してみたいと思う。

研究対象としては企業経営と労使関係に注目し、「溶解」後の民主的労使関係の制度化のプロセス、とりわけその表現としての労働法の改正、改正作業の遅延とそれに抗議する労働現場での過激な闘争の発生、そのために引き起こされた単位組合リーダーへのプレッシャーの高まり等の問題を検討し、東アジアの権威主義体制の溶解の後に、ポスト開発体制社会が安定し名実共に先進国となるための条件に注目したい。この成熟した高度産業社会への移行は、多くの先進国が現在各国毎に取り組んでいる現実の課題であり、おそらく完成した定番モデルなどはなく、各国が現実の中で試行錯誤により取り組んでいく以外にないプロセスであろう⁵⁾。

本稿の第2節で検討する「労働法の改正」作業のプロセスは、経営や労使関係の領域における理念としての民主主義が、具体的な社会制度へと制度化されていく際の交渉・葛藤・妥協の過程つまり問題解決の当事者化のプロセスを検討しようとしたものである。この制度化は、後に検討するような労働組合の内部政治として進められる以外にはない。第3節では、韓国財閥の代表である現代グループにおける労使関係の形成と、制度化の過程に注目し、韓国の産業民主化の過程で、労働者は経営者にどのような要求を掲げたのか、他方、経営者はこの労働者の主張と要求にどう答えようとしたのかを検討する。韓国の産業

5) 松本・服部編著、「韓国経済の解剖：先進国移行論は正しかったのか」、文真堂、2001における編者らの視点、つまり、韓国は組立加工型から技術累積型に転換しつつあるのかという問題意識は、興味深い技術—社会論的視点である。「韓国経済の解剖」での、技術—社会論的視点からの実証研究は今後とも精緻化されていく必要があろう。

民主化が、現場労組リーダーの戦闘的な動員に支えられて始まったこと、それが企業別組合のリーダーシップに不安定性をもたらしてきたことに注目する。第4節では、労働組合の政治参加の過程に注目して、ミクロな現場における過激な運動と、マクロな中央政治への参加の契機であった労働法改正や韓国の政治文化における労働者の主張と要求の過程を検討したい。以上の検討を通してポスト開発主義社会における民主化と産業高度化の「定着過程」で見られるダイナミズムとディレンマを考察することにした⁶⁾。



2：労働法改正の過程と労・使・政の対応

1990年代の韓国における労働法の改正作業は、民主化の動向が労使関係の領域で具体的なかたちとして制度化されていく過程と言える。それまで韓国には、ナショナルセンターとして韓国労働組合総連盟が存在していた。「民主化宣言」以後結成された労働組合は、新しいナショナルセンターである全国民主労働組

6) 大西裕、「韓国におけるイデオロギー政治の復活」,「国際問題」, 2004・10号, 17頁-30頁。

合総連盟の結成を生んだ。ここでは韓国における「民主的」労働組合組織の形成と新しい時代に対応する労働法改正の過程に注目し、そこで展開された労働組合勢力、使用者勢力、その調整役としての政府機関の交渉過程を検討したい。具体的には、労働者側の民主化要求を、使用者・政府側はどのように受け入れていったのかを、金泳三政権と金大中政権の労働法改正作業を通して検討したい。この社会過程は、権威主義体制の溶解を経験した産業社会が、「民主化」か「景気優先」かのディレンマに直面し、それをどう乗り切ったのかの軌跡である⁷⁾。現実には、経済が悪化した場合、後者を優先し、前者を後回しにしようとする「伝統回帰」に直面した。政権が「景気優先」を選択する場合、産業民主主義の制度化の遅滞は避けがたく、その中で労働者側の異議申し立てがしばしば強硬な形式をとって表現されることになる。つまり東アジア型の開発主義社会は、経済成長を達成した後に、「ポピュリスト・モデル」と「新自由主義的な改革モデル」との選択の課題に直面することになるのではないか。この東アジア型開発主義社会の成熟化の過程をスケッチしてみる。

「民主化宣言」とともに、韓国の労使関係の民主化と、民主的労働運動が着手された。学生運動によって民主化への道が開かれ、多くの商店主やホワイトカラーがこの動きに参加し、それに呼応するかたちで民主的労働運動が始まる。積年の不満が爆発するように労働争議が発生し、重化学工業部門において組合結成が急激に進んだ。この「民主化宣言」後の労働運動の高揚は、「労働者大闘争」と呼ばれるようになった。図-2に示したように、1986年に276件であった労働争議発生件数は、1987年に3749件、1998年に1873件、1989年には1616件へと激増した。また組合数は、1986年では2658組合であったが、翌1987年には4086組合、翌々年の1988年には6142組合、1989年には7883組合と急増した。組合員数も、この時期急速に増大し、1985年の約100万人から、1989年には193万人とピークを記録している。

7) S.M.リップセット、「政治の中の人間」、(内山秀夫訳)、1963、創元新社。Seymour Martin Lipset, 'Political Man: the social base of Politics', Doubleday & Co., 1959. R. ベンディクス、「産業における労働と権限：工業化過程における経営管理のイデオロギー」、(大東英佑他訳)、1980、東洋経済新報社。Reinhard Bendix, 'Work and Authority in Industry ideologies of management in the course of Industrialization, 1956.

表一 1 韓国の産業化と労使関係の年表

1960	三・一五不正選挙, 四・一九学生革命 李承晩大統領辞任・ハワイ亡命 張勉内閣成立 (第二共和国発足)
1961	朴正熙 五・一六軍事クーデタ 経済企画院設置
1962	韓国労総 (韓国労働組合総連盟: 労働組合中央団体) 再発足 第1次経済開発5カ年計画スタート 2年目から政策転換 輸出主導型へ
1963	政治活動解禁 諸政党結成 朴正熙大統領に当選 (第三共和国発足) 金星社の団結権闘争
1964	鉄道労組による生活給確保闘争ストライキ
1965	韓国ガラスのストライキと工場閉鎖
1966	日系商社七社の韓国人労働者のストライキ
1967	鉦山労組の「主油従炭」政策転換反対闘争 第2次経済開発5カ年計画 (~1971年 大成功 年平均成長率9.15%)
1968	江華島泌都織物カトリック信者集団解雇事件 日本航空争議
1969	綿紡争議・造船公社争議
1970	馬山輸出自由地域設置 全泰壺焼身自殺 (裁断工, ソウル平和市場で縫製工場の労働条件の改善を要求して)
1971	KALビルディング放火事件 現代造船所暴動事件
1972	セマウル運動開始, 「十月維新」(全国に戒厳令, 新聞事前検閲) 維新憲法制定 第四共和制発足 労働運動の抑制と過激化 東一紡織ストライキ
1973	重化学工業化宣言 浦項総合製鉄所操業開始 第一次産業人口50%を割る 金大中事件
1977	韓国キリスト教行動組織「労働者人権宣言」東一紡織労組の公開討論会 (明洞聖堂文化センター) 労働運動への第三者介入 (教会と知識層)
1978	対日輸入先多角化制度開始
1979	YH貿易争議 YH貿易労働者が, 新民党党舎に立てこもり, 工場閉鎖に反対 全国に飛び火 一〇・二六事件 (朴大統領が中央情報部部长

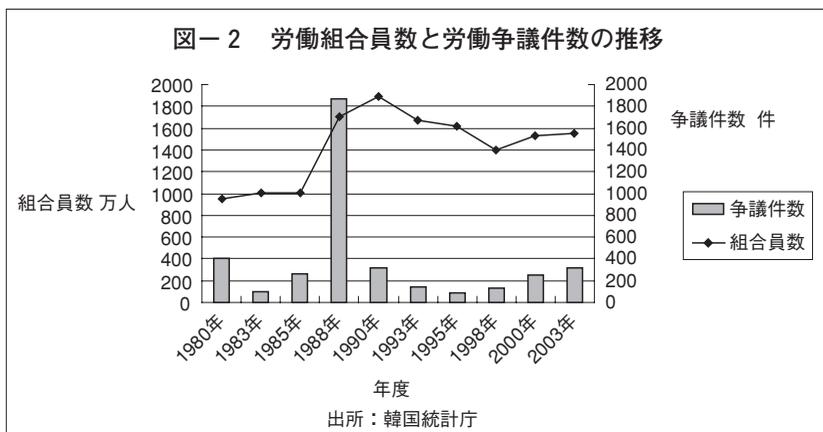
- により殺害される) 第二次石油危機の影響で不況インフレと実質賃金の目減り
- 1980 「ソウルの春」労働争議増加 五・一七光州事件「経済の構造調整と自由化」マイナス成長 第8次改憲 第五共和制発足 全斗煥大統領 第3者介入禁止
労働関係法改正 産業別から企業別労働組合へ 労使協議会法の制定 大幅賃上げ 韓国から日本の繊維企業撤退
- 1981 「国家保衛に関する特別処置法(1971年制定)」廃止 労働組合の団体交渉可能となる しかし企業別組合の下で団体交渉は事実上ゼロに近い状態 全民労連(全国民主労働連盟) 役員への検挙
- 1983 景気回復 労働者—学生連帯の動き(1980年代中頃) 現場での小グループ活動 全斗煥大統領の融和策
- 1984 清溪被服労組の再建 組合再建の動向「韓国労働者福祉協議会」創立 「韓国キリスト労働者総連盟」の結成
- 1985 三低景気(石油価格安, 国債金利安, ウオン安) 効果による好況期 大宇自動車のストライキ(公式労組を否定し, 賃上げと生産性上昇に伴う利益配分の要求) ヘーテ製菓での組合結成 九老連帯ストライキ
- 1986 三年連続の二ケタ成長を記録の開始 国際収支も三年連続の大幅黒字 初めて経常収支黒字を記録。アメリカからの市場開放の要求とウオンの切り上げ要請 地域労働組織の結成活発化
- 1987 6.民主化運動 六・二九民主化宣言 7.8.「労働者大闘争」(民主化闘争・労組結成闘争, 蔚山・馬山・昌原地区から全国に波及) 労働法改正(組合設立と団体交渉の容易化) 組合結成の活発化: 籠城, 作業拒否, 示威行動
- 1988 盧泰愚大統領就任 春に労働争議集中 労働協約締結 ソウル・オリンピック
- 1989 全教組(全国教員労働組合) 結成 経済団体協議会(経団協) 結成 新経済戦略の開始 賃金上昇 韓国コピー社(米), 韓国TC電子(米), 韓国スミダ電機(日), TND(日韓合弁), アジアスワニー社(日)

- で外資系の工場閉鎖・撤退に関するストライキ
- 1990 全国労働組合協議会（全労協：NCTU）結成。ソビエトと国交を開く（韓ソ関係正常化93年2月）。経団協 対 全労協 3年連続10%以上の実質賃金上昇（製造業）
- 1991 ILOに加盟 労働関係法規の国際基準化の開始。国連に同時加盟
- 1992 国会議員選挙で民衆党 全国で1.5%獲得。中国と国交を開く 韓中関係正常化
- 1993 金泳三大統領就任「文民政府」 現総連共同ストライキ
韓国労総と経総（韓国経営者総協会）「社会的合意」
- 1994 外国人労働者が社会問題化 経済正義実践市民連合
- 1995 韓国労総と経総「産業平和体制宣言」 ヤンボンス焼身抗議
11.全国民主労働組合総連盟（民主労総）結成 国民一人当たりGDP 10037ドル
- 1996 4.金泳三大統領「新労使関係構想」発表し 参与と協力の労使関係
5原則を発表 この構想を実現するため労使関係改革委員会設置。3禁（複数労組禁止・労働組合の政治活動禁止・第三者介入禁止）3制（整理解雇制、変形労働時間制と労働者派遣制）をめぐる論議
11.OECDに加盟 韓国29番目の加盟国へ 中進国から先進国へ仲間入り
12.政府、労働関係法改正を国会に提出し、強行抜き打ち採決 民主労総と韓国労総の労働法改悪抗議ゼネスト
- 1997 3.与野党合意の1997年労働法改正。3禁（複数労組禁止・労働組合の政治活動禁止・第三者介入禁止）禁止から容認 整理解雇制（施行2年延期）変形労働時間制など法制化 韓宝グループへの不正融資事件 11.通貨危機 韓国に波及 対ドル比約半分へ IMFに緊急支援要請 IMF不況へ 12.IMF・韓国政府「構造調整プログラム」合意 金大中次期大統領に選出
- 1998 1.第1期労使政委員会 労働法改正（IMF関連法案通過で1997年改正を繰り上げ実施等、及び労働者派遣法実施） 金大中大統領就任 金

- 融・企業・労働・公共の4大改革：景気対策と構造改革 2. 経済危機克服のための社会協約 大統領直属の労使政委員会設置（労働組織が国家の意思決定機関に初めて参加）IMF構造調整プログラムの実施
6. 第2期労使政委員会 構造改革 6.5労政合意 7. 現代自動車ストライキ（会社側の8139名の解雇に反対.8.24まで 整理解雇277名.1年半無給休職1261名妥結）11. 民主労総の合法団体化
- 失業者増加 この年の失業率7.0%
- 1999 2. 民主労総 労使政委員会から脱退
- 2000 1. 労働者の政党である民主労働党（民労党）結成
6. 南北頂上会談 金大中大統領平壤を訪問
- 2001 現代財閥 自動車系と建設系に 大宇財閥の解体（GM大宇自動車外資導入へ）
- 2002 市・道議会選挙の比例代表区で、民労党が9議席獲得 得票率8.1%
韓国電力 民営化阻止スト38日間 公労協結成（民主労総）、韓公労結成（韓国労総） 好景気 6.9%の賃上げ（労働部）、鉄道労組（韓国労総から民主労総へ加盟：民営化反対闘争をめぐり）、金大中「生産的福祉への道」
- 2003 盧武鉉大統領就任 5大差別（非正規労働者、女性、障害者、低学歴者、外国人）の解消 週休2日制への移行 少数与党
- 2004 大統領弾劾訴追案、野党の賛成多数（193：2）で可決 4. 総選挙ウリ党第1党に 盧政権安定 民労党国会で初議席（労働者政党が国会で初めて10議席を獲得：地方区2比例区8，一人二票制の導入。）
- 2005 1. 「社会的交渉」路線をめぐり民主労総紛糾 4. 補戦で与党の敗北
この年、非正規職が争点

労働争議発生の原因としては、各年とも「賃上げ」が最も多いものの、1987年では「賃上げ」が前年の73件から2613件へと爆発的に増加し、また「不当労働行為」も多発した。1988年では、「労働協約」、「解雇」が増加し、1999年では「労働協約」が多く、「操業短縮や休廃業」も増加していることが注目される。

この時期の労働者大闘争は、首都圏からではなく、蔚山や昌原などの韓国南部の地方工業都市から始まった。蔚山市は、周知のように韓国最大の財閥である現代財閥の城下町であり、住民には現代重工業や現代自動車のような現代グループで働く労働者と家族の多くが含まれていた。韓国南部から始まった労働争議と民主的な組合結成の動きは、その後、ソウルや京畿道に広がり、全国に拡大していった。



「権威主義体制」の下での労働立法の特徴は、団結権や組合行動の自由の規制、複数組合の禁止、労働組合の政治活動の禁止、争議行為の規制、労働組合活動への第三者の介入禁止、国営企業や防衛産業労働者の争議行為の禁止などである。これらの禁止項目は、民主化の進展とともに再検討を余儀なくされていった。この中で、その後の労働法改正の争点となったのは、「複数組合禁止」、「労組の政治活動の禁止」、「第三者介入の禁止」の3禁と呼ばれる項目であった。⁸⁾

1993年に成立した金泳三政権は、韓国のOECD加盟を実現させるために先進国化を目標として、いわゆる「世界化」政策を推進した。金泳三政権の世界化

8) 日本労働研究機構 (林和彦他著)、「韓国の労働法改革と労使関係」, 2001, 日本労働研究機構, 13頁。

政策は、前政権によってなされた民主化宣言を文民政権により深化させ、かつその経済的基盤としての韓国企業の国際競争力強化を実現し、名実共に先進国化を達成しようとするものであった。同政権には、民主化や福祉の向上を推進し実現しようとする勢力と、技術の高度化や経済の国際化を担当してこの側面に社会資源を集中すべきであるとする勢力の両者が存在した。好景気に支えられるなかではこの両者の併存と両立は比較的容易であった。景気の動向が下り坂となっていく中では、国際競争力の強化という経済政策と、労働法の早期改正という民主化政策の同時実現の戦略はディレンマに直面することになった。

経営者団体や労組側もそれぞれの立場から労働法改正への関心が存在した。まず、(1) 1987年の民主化宣言によって提示された国内政治の民主化を、労働組合結成やその政治活動の容認などの労働政策分野においても導入せざるを得ず、その具体的な法整備としての労働関係法改正は政権の果たすべき課題であると認識されるようになっていた。(2) 1991年にILOへの加盟が実現し、その際労働関係法規の国際標準化が要請された。さらにOECD加盟を視野に入れると、韓国が名実共に先進国として国際的に認知されるためにも労働関係法制の整備が望ましかった。(3) 1987年から3年連続で10%以上の実質賃金引き上げが続く、この急速な賃金上昇は企業の賃金負担感を増大させた。国際競争力を維持するため何らかの政治的対応が必要であり経営者側にも危機感が存在した。(4) 組合側は、複数組合の承認による新組合の結成、労働組合の上位団体への加盟とナショナルセンターの結成と承認、労働組合の政治活動の承認などの民主化実現への要求が存在した。

金泳三大統領は、1996年に「新労使関係構想」を発表し、「参与と協力の労使関係」を実現するため、次の5原則を改革の基本とすることを宣言した。それは、(1)共同善の極大化の原則、(2)参与と協力の原則、(3)労使自律と責任の原則、(4)教育重視と人間尊重の原則、(5)制度と意識の世界化の原則に基づく、21世紀の世界一流国家建設を目標とする構想の各々である⁹⁾。この「新労使関

9) 金泳三政権による労働法改正とそれに至るまでの過程は、金元重、「労働法改正とゼネスト闘争」、『労働法律旬報』、上・中・下、No.1447-48、No.1449、No.1470、1999年の1.25、2.10、12.25の各論文及び、孫昌熹、「韓国の労使関係」、1995、日本労働研究機構を参照。

係構想」を実現し、それを労働法改正へ結びつけていくための母体として、「労働関係改革委員会」が設置された。大統領府の社会福祉補佐官を中心に労働関係改革委員会が主導されスタートした。その構成は労使代表10名と公益代表20人（各界の見識者10名、労働分野専門家10名）及び政府の関連部署次官4名の特別委員からなるものであった。構成員のポイントはまだ合法化されていない民主労総からも2名の委員が参加した点である。この民主労総への参加の呼びかけは、これまで民主労総を厄介者扱いしてきた金泳三政権の労働政策の方向転換と考えられた。韓国における労働法改正において、労・使・公益の三者が合同で委員会を作り労働法制の改正作業に取り組むという試みは、初めての取り組みであった¹⁰⁾。

「新労使関係構想」に基づく労働法改正の作業で、次第に明らかになってきた論点を要約すると次のようであった。労働組合側はその活動を大きく制約してきた複数労組禁止、第三者介入禁止、労組の政治活動禁止などの「三禁」といわれた条項の撤廃および公務員や教職員の組合活動の保障を改革委員会に求めた。これに対し、使用者側は雇用の弾力性の確保のための整理解雇要件に関する基準の緩和、変形労働時間制などの労働時間や労働形態の規制の緩和、派遣労働者の導入などの「三制」といわれる条項の緩和化を求めるものであった。この対立の構図は、労組側にとっては組合活動の基本である雇用安定と雇用の多様化で譲って、民主国家で実現している組合活動の社会的承認や政治活動などの法的保障を獲得しようとするものであり、取引としては一つ間違えば大きな負担となる交渉テーマであった。

労働関係改革委員会での合意作りが膠着する中、法案作りを年内に達成しようとする政府は、行政各部署の長官を委員とする「労使関係改革推進委員会」とその下に実務委員会を作り、法案作成を急いだ。この過程で政府内でも改革を進めようとする労働部署と景気対策への配慮を主張する経済部署との対立が顕在化していった。法案は次第に経済回復優先に傾き、労使関係の民主化と改革の推進を優先課題として取り組んできた論議は、しだいに経済回復つまり労

10) 金元重, 前掲「労働法改正とゼネスト闘争」, 中, 91頁。

働市場の柔軟化の保障と抱き合わせでなければ労働関係の改革は難しいという意見が政権の主流を占めるようになった。これに対して労働側は、改革委員会への欠席や脱退にとどまらず、改悪阻止をスローガンとする労働運動の喚起で対抗しようとする選択に傾いていった。

この動向の中で、経済成長を重視する論理との妥協で年末に政府案が作成され国会に提出された。与党内で複数組合許容の三年保留という修正が加えられて与党修正案が作られ、金泳三政権は年内採決を優先させるため、野党議員をしめだしたなか、この与党修正案を強行採決した。この採決がいわゆる「ナルチギ採決」として報道されるや、労働組合はゼネストに突入し、それに同調する市民団体も参加して、反対運動が高揚し、金泳三政権は窮地に立たされることになった。この年の年末から翌年の三月まで「労働法改悪反対スト」が続く中、金泳三政権はその收拾策として、労働法の改正の再提出を約束せざるを得なくなった。1997年3月に労働関係改革委員会での公益案水準で妥協が成立し、法案は採決され1997年労働法改正として成立した。

金泳三政権は、「民主化」と「経済成長」を両立させようとする「世界化」政策に取り組んだが、両立の困難さを結果として認識させられ、民主化は「ナルチギ採決」、経済政策は「IMF経済危機」へと暗転した。この未曾有の経済危機という負の遺産を継承し、政権を出発せざるをえなかったのが、次の金大中政権であった。1997年末、韓国政府はIMFによる「構造調整プログラム」を受け入れ、新自由主義的な経済改革プログラムを実施せざるを得ない状況に追い込まれた。金大中政権は、政権の正式スタート以前から、この経済危機への対応に迫られていた。IMFによる「構造調整プログラム」の柱は、金融や財閥の構造改革および労働市場における市場原理の導入であった。具体的には整理解雇制の導入や派遣労働などの労働市場の柔軟化が求められた。また、前倒し援助の際の追加条件として労使政の社会協約の実施が求められた。発足を控えた金大中政権はIMF経済危機の克服のために「政労使三者間の苦痛分担に関する社会協約」を提案し、労働組合と財閥会長に参加を呼びかけ、「労・使・政委員会」を発足させた¹¹⁾。

11) 日本労働研究機構（林和彦他著）、前掲、p28。尹辰浩「韓国労使関係の新たな実験（上・下）」、大原社会問題研究所雑誌、No.492、512、1999.11、1999.12、金元重記。

労・使・政委員会は、政権発足前であったことから最初は大統領当選者の諮問機関として出発せざるを得なかった。しかし、その構成は「労働法改革委員会」とは異なり積極的な政党参加がみられ、最初から政府代表に加え政党代表も参加する構成をとった。位置づけは労改委より重い位置づけがなされ、労使とも各団体のトップ、政府からも労働部長官や財政経済院長官など大臣クラスで構成されることになった。労働界から二つのナショナルセンターの代表、財界から全経連と経総の代表、政府から前述の大臣クラス二名、政党代表四名、政権側から幹事一名の計十一名からなる委員会であった。発足にあたっての課題の合意では、財閥改革、物価安定、雇用失業対策、社会保障制度、労使関係、労働基本法など幅広い課題が検討されることになった。「政労使三者間の苦痛分担に関する社会協約」にそって、労働組合代表が「財閥改革」を求め、使用者代表は「労働市場の柔軟化」を求めた¹²⁾。

労・使・政委員会は、まずIMFとの合意に基づいて労働市場の柔軟化のための整理解雇制の明文化と実施について検討し、乱用防止や失業対策などへの配慮を前提に組合側の妥協を取り付けた。この「整理解雇制」明文化の見返りとして、労働組合側は、教員の労働基本権や組合の合法化、労組の政治活動の合法化、社会保障制度の改革、企業側の構造調整の推進と労組との協議等を獲得した。この後、労・使・政委員会は、常設委員会としての形態を強め、広範な問題を検討するための専門委員会の設置や労働争議の仲裁・調停機関としての側面を強めた。さらに1999年に入ると労・使・政委員会は、法律に基づく機関として再定義され、形態上は恒常的でより次元の高い機関としての体裁が整えられた。また政党の参加が後退し、しだいに意思決定の機関としての役割から、専門的諮問機関としての役割へとその性格を変化させていった。

労働組合側の労・使・政委員会への関与は、整理解雇制の導入が初期の段階で決まっただけに不安定なものとなった。まず、民主労総は労・使・政委員会で合意された「経済危機克服のための社会協約」を、その後の臨時代議員大会

12) 木宮正史、「韓国における経済危機と労使関係レジームの「転換」」、松本・服部編著、「韓国経済の解剖」、2001、文眞堂の第9章及び同、「韓国：民主化と経済発展のダイナミズム」、2003、ちくま新書。

で否決し、さらにそれに反対するゼネストを計画した。労・使・政委員会への参加は是々非々とした。また、1998年に入り構造改革の進展とともに生じた整理解雇に対し、積極的にストライキで対抗していく戦術をとるようになった。その代表的なストライキが現代自動車の整理解雇に対する闘争である。現代グループにおける労使関係の動向は、1987年以後、韓国の労働運動の震源地としての役割を果たしてきた¹³⁾。このストライキは、IMF経済危機という未曾有の不況下で雇用を守ろうとする韓国の主力組合と韓国最大の企業グループの対立といういわゆる「総労働と総資本の代理戦」の様相を帯びた。

現代グループ側は稼働率の低下を理由に整理解雇制による大量人員整理を実施することで雇用の柔軟化を実現しようとし、民主労組側は主力組合の大規模ストライキによりその雇用保障の力量を顕示しようとした。31日間の長期ストライキを持続しつつ、8139名の整理解雇提案を、最終的には1261名の無給休職、276名の整理解雇、ただし整理解雇者の生計と再就職、リコールを保障するという收拾案を受け入れることで終結した。この労使対立に直面して、労・使・政委員会を構成する与党議員が中心となって懸命な仲裁活動を実施し、解雇数の抑制（実質基幹工部分の雇用確保）、警察力の投入を回避しようとして、事態の收拾に貢献した。結局、労・使・政委員会は、労働争議の仲裁・調停機関としての機能を発揮することになった。

金大中政権による経済改革も、民主化と経済発展のディレンマの存在を意識しておこなわれた。経営者には金融改革、財閥改革などを受け入れさせ、労働者には整理解雇制を受け入れさせた。経営者は市場制度の下における競争淘汰、財閥間の事業整理や、企業間の相互保障の禁止を受け入れ、労働者は事業整理、景気後退や倒産による解雇を受け入れることになった。金大中政権は、未曾有の経済危機のなかで、前政権が着手し制定しようとした労働法改正を完成させる以外になかった。不況のなかで複数労組禁止、第三者介入禁止、労組の政治活動禁止などの「三禁」といわれた条項が撤廃され、公務員や教職員の組合活

13) 허민영, 현대그룹의 노사관계 변화 (1987-1999), 「산업노동연구」, 제9권 제1호, 2003. (許珉寧, 「現代グループにおける労使関係の動向—1987年から1999年にかけての変化を中心に—」, 「産業労働研究」, 第9巻第1号, 2003. 佐々木武夫訳「西南学院大学 商学論集」, 51巻3・4号, 2005.2).

働の保障が実施されていった。また、雇用の弾力性の確保のための整理解雇要件に関する基準の緩和、変形労働時間制などの労働時間や労働形態の規制の緩和、派遣労働者の導入などの「三制」といわれた条項が新設導入されていった。結局、労働者側は遅々として進まない労・使・政委員会での民主化停滞の現実に対し、脱退や激しい抗議ストを実施し抗議することになった。使用者側の整理解雇に対して、新しく公認されようとしていたナショナルセンターである民主労総は、総力を挙げてゼネストに取り組んだ。この民主化と産業化のディレンマは、ミクロな現場での激しい抗議行動やストライキ、マクロな中央政治の場で強いらられる妥協と進まない改革という現象を生んだ。この現実が、現場の労組リーダーの葛藤と繰り返される抗議自殺をもたらす一つの背景となったと考えられる。

3：組合運動のダイナミズムとディレンマ

「溶解」後民主化と民主的労働組合の形成

韓国の労働運動や労使関係の特徴の一つは、資本主義そのものの発展が急速であったことと、20世紀末に「豊かな社会」に到達したため、その豊かさは平等性と同質性よりも、競争性と格差性を強調する新自由主義の側面をより強くもたざるをえなかった点である。また、周辺の事情からその経済政策は、最大限の規模の効果・後発効果と技術的キャッチアップ等におかれたことから、リスクの分散や技術の多様性、生産技術の累積的改良に取り組む余裕はなかった点である。また民主主義の制度化は、韓国社会固有の伝統的原理を、漸次変革しつつ、新しい普遍主義が定着していき、中間層大衆に支えられつつ、安定的に成熟していくという契機を与えられなかったように思われる。権威主義的体制による自由主義や社会主義の抑圧が、その最大の理由であろうと考えられる。1980年代後半の突然の民主化と労働運動の高揚に直面し、使用者側は組合運動への対応準備が整ってなく、他方、組合側も自らを守る法的枠組みや社会的支持という制度的枠組を準備することができていなかった。この中で、韓国の労働者と労使関係は、情報技術の発展やグローバリゼーションの進行という新し

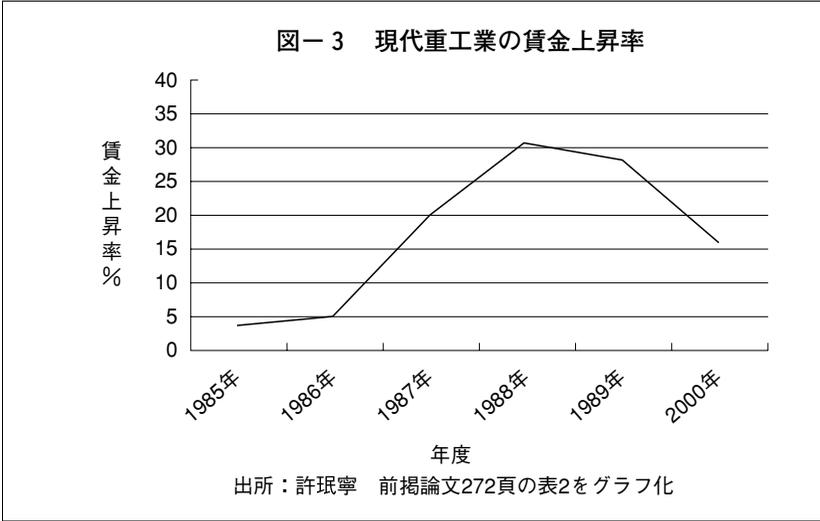
い環境に適応していく以外にはなかった。

以下では、1987年の民主化以後、韓国の労働運動を牽引してきた現代グループの労働運動をとりあげ、労働運動発生期における戦闘的動員のダイナミズムと、他方では労働運動を社会制度や社会勢力として制度化させていく過程で見られた交渉のディレンマについて検討してみたい。現代グループの労使関係の動態は、(1)労働者大闘争から1993年の現総連共同ストライキまでの時期と、(2)それ以後で金大中政権による財閥再編が取りざたされるようになった1999年までの時期とに区別される(許珉寧)¹⁴⁾。この前期と後期では、組合側の集会的行動や団体行動の展望が変化するとともに、経営者側では産業構造転換に伴う企業再編の方針および労働統制戦略が確立して積極策が採用され、労使間、労資間の力関係が変化した。この変化は、前期の「競争的労使関係の形成」から後期の「資本優位の労使関係」への変化として把握された。

(1)、「競争的労使関係の形成」期：1987年の民主化宣言、それに続く労働者大闘争のなかで、現代グループ主要企業の多くで労働組合が結成された。現代グループにおける労働組合員の合計は、短期間のうちに6万名に達した。しかも、これらの基幹産業の労働者の大部分は、蔚山地域に集中していた。現代グループにおける経営側の立場は、明確な反労組強硬路線であったので、労使関係は対立的関係となり、暴力による組合勢力の排除とそれへの抵抗が繰り返された。現総連参加の労組(現代重工業労組、現代自動車労組、現代精鋼労組など)のストライキの累積日数とそれによる拘束労働者数によると、この時期の労使対立のピークは1988年から1990年で、それぞれストライキの累積日数で215日、409日、104日であり、拘束労働者数でそれぞれ10人、56人、64人であった。この過程で、現代グループの労働組合は組織、行動、理念の各水準とも大幅に強化され、経営側との競争的労使関係を形成することになった。それまで相対的な低賃金に苦しんできた韓国の労働者は、この競争的労使関係の下で、1980年代後半の短期間に急速な賃上げを獲得した。図-3の現代重工業を例に見ると、賃金の引き上げ率は、1987年に20.1%、1988年に30.5%、1989年に28.0%を

14) 許珉寧、前掲、262頁。

記録したことがわかる。民主化へと向かう政治の季節の後押しを受けて、労働運動はまずは賃金上昇という成果を獲得した。



衆知のように現代グループは韓国最大の財閥であり、建設業や重工業をその発展の基礎として自動車や石油化学・電子・デパート業などに進出し拡大していった。現代グループの主力企業において労働組合が結成されていくという時代の流れのなかで、経営者側は総合企画室を中心として財閥次元での対労組の対応策を形成し、事業構成の高度化をすすめていく戦略をとった。1990年には各企業で労務部の新設や人材の配置が行われ、グループ次元での対労組戦略が形成されるようになった。この過程で、これまでの「資本専制的労使関係」から、労働組合の存在を承認するもののその影響力を排除しようとする「労組排除的労使関係」へと転換していった。総合企画室は、現代グループにおける新規の企業設立や資本引受などのグループ規模の拡大が進むなか、系列企業に対する管理と、新事業計画の樹立による各種資源の有効利用を目的に設立されたものである。設立当時、総合企画室は総帥たる名誉会長の直属機関であり、内部組織としては5チームでスタートしたが、1987年労使関係の悪化や産業再編

成により6チーム85人に拡大された。機構が整備され、オーナー、企業群のトップとしての会長、個々の企業の社長の3階層に対して、総合企画室がスタッフとして参加し、各層の統合と調整を図るシステムが形成されるようになった。この総合企画室を中心に、産業構造再編成に伴うグループ企業の再編成と対労組戦略としての「新経営戦略」がすすめられていった。また、それまで成長一辺倒で急速な拡大を続けてきた現代グループは、1980年代中期以後、産業により異なる企業成長戦略を設定するようになっていった。

(2)「資本優位の労使関係」期：後期(1990年以後)の特徴は、現代グループがそれまでの産業分野とは異なる分野へ本格的な進出を始めるとともに、既存の産業分野の再編に着手した点である。それぞれの産業発展の展望とそれに対する経営戦略に従って①設備投資および人的資源の拡大強化をすすめる分野、②設備投資や労働力構成を現状維持する分野、③既存工場の閉鎖や海外移転をすすめる分野の3タイプに分類された。たとえば自動車製造業は①の「強化」分野に分類され、造船業は②の「現状維持」分野に分類され、建設・木材・修理造船などは③の「選別・撤退」分野に分類された。財閥企業グループ次元におけるこのような企業組織再編と、「新経営戦略」の推進とにより、資本構成の高度化と労働統制の強化がすすめられた。企業再編はまた労働統制を兼ねるものであった。企業組織の再編のなかで、労働組合の無力化が推進された。当時現総連を主導していた現代エンジン労働組合はより大きな組合と合併せざるを得ず、この企業再編の過程で組合組織も再編され、この企業再編により組合組織は無力化していった。また新経営戦略において、多能工化などによるフレキシブルな生産システムの確立と現場監督者の統制による上からの生産現場の把握が強化され、強制や解雇によるこれまでの労働統制から配置転換や下請化の推進による労働力構成のフレキシブル化、民族主義教育の導入、家族行事や地域文化教育の強化などを柱とする新しい対労働戦略の実施が試みられた。経営側の対応は、初期の稚拙なものから、しだいに総合企画室を中心とする総合的・戦略的な対応へと変質していった。

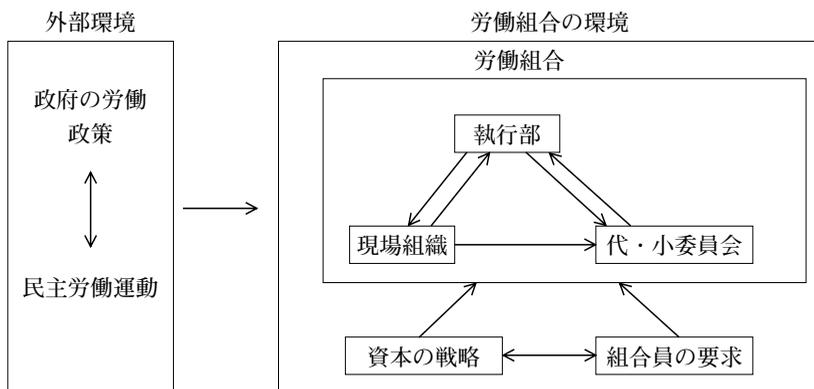
この経営側の「新経営戦略」に対して、労働組合側は有効な対応策を打ち出せずいた。とりわけ現総連共同ストライキ以後、全般的な組合活動の低下が

生じた。その原因としては次の3点が考えられた。(1)主力労組の現代重工業では、使用者側の新しい現場統制が進みこれに対応する組合側では組織の疲労がすすんだ。現代自動車では現総連共同ストライキの評価過程で生れた現場組織の内部対立が表面化し、その結果として協調主義的執行部が誕生することになった。(2)その他の有力労組は、企業再編の過程で現場活動家が皆無に近い状況にあり急速に組合の組織力が低下していた。(3)この結果、これまでの組合活動のダイナミズムは、組合の執行部のリーダーシップや制度化された組織力ではなく、現場活動家の動員力に依存してきたために、その活動力の低下は企業別組合活動の低下をもたらした。つまり、企業別労働組合という連帯の限界と、現場活動家の献身に依存する脆弱な運動基盤との両者の改革を迫られることになった。この組合活動の低下は、また、韓国の経済を取り巻く環境の変化、とりわけグローバリゼーションの進展に対応する規制緩和の動向や国際競争の激化とも関連する動向であった。

戦闘的動員と制度的交渉のディレンマ

蔚山地区の労働運動は、現場の組合活動家あるいは組合現場組織の末端に位置するリーダーによって始められた。権威主義体制の溶解と「労働者大闘争」は、労働運動の制度化の帰結として達成されたものではなく、政治の民主化に呼応する産業や職場の民主化運動として着手されたものであり、この労働運動を支えたのが現場組合活動家であった。労働組合の設立も企業別や地域別の事情を背景として末端から自的に行われる以外になかった。現代グループでは、87年の労働者大闘争の過程で、主要企業の大部分で労働組合が結成された。これらの企業は、蔚山の東区や北区の隣接する地域に主力工場を密集させていた。その密集に助けられて、初期の段階ではグループ内での労働組合相互の連帯と地域的な連携とを維持することができた。

図－4 H自動車 労働組合の活動環境



出所 趙孝來前掲の論文から引用：一部の用語を変更

図－4は、現代グループの企業における労働組合の活動環境を示したものであるが、この現場組織の発生と出発点は、趙孝來によれば、1987年当時、民主／御用の区分、あるいは従属的労使関係を受け入れるかどうかから始まった。現場組織とは、このとき活動した労組現場活動家によりつくられた組織である。この現場組織は、労組執行部の選挙や労組のストライキの場合の組合員動員活動の基礎単位になる。労働組合の組織図からすればその末端は小委員や代議員であるが、これらの組合組織末端の役職は現場の活動家の中から選出されることが多い。さらにこの代議員の中から、執行部選挙では候補者が選ばれ、組合組織のリーダーとなる。

組合形成期の現代自動車労働組合では、組合員が支持する多数意見が代議員の多数派の方針と一致し、その代議員たちが執行部の支持母体となり、組合の意思決定機構である代議員会や組合総会で執行部案を支持するという日常化された構図は見られない。組合の日常的活動の意思決定を行う代議員は、組合活動の実績と経験を持つ現場活動家から選出されることが多く、この現場活動家は戦闘的路線と協調的路線、階級的路線と実利的路線、あるいは協調的勢力、

中道的勢力、階級的勢力との間で競合し、離合集散することで執行部を形成してきた。また、この現場組織は外部の労働運動の分化に対応してそれぞれの派閥を形成する傾向を持つ。組合執行部の選挙に於いては路線別の大連合と協調が行われるというよりは、それまでのいきさつを反映する人間関係や理念方針の路線差異を反映して分化を強め、さらに離合集散を繰り返すという構図が生まれた¹⁵⁾。

詳しく見ると、現場組織の絶えざる分化傾向は、次の様な点に関連していると考えられた。現場組織の亀裂の裂け目は、理念と路線での傾向の差違、相異なる路線と企業外部の労働運動との関連から形成される。それぞれの現場組織ははっきりとした路線上の差違を掲げてきた。その分化は、まず前述のように協調的勢力、中道勢力、階級的勢力に分化する。階級勢力はさらに、下からの産別組合の形成を主張する勢力、大衆の状況と力量に見合う柔軟な戦略と国民大衆からの支持を重視する勢力、階級路線を重視しながらも政策的代案と戦術の開発を重視する勢力、何よりも現場組織の幅広い団結を主張する勢力等に分化していた。また、現場組織間の分化は、このような路線上の対立と同時に人間関係を中心とした派閥の形成とも関連していた。この人間関係を中心とした派閥は、組合役員や、組合執行部の選出において、誰を候補とすべきかを巡って鮮明化する。現場活動家は、自分の所属する組織の候補が当選してこそ正しい組合運動が可能であると考えている。さらに、現場組織の分化は、現場活動家のキャリア形成のありかたとも関連している。企業別組合の組合活動家は、上級団体で活動する可能性が封鎖されてきたために、組合の役員として選出されるか、そうでなければ、新しい組織を結成して組合選挙に参加しようとする誘因が強まる。労組のリーダーとしての経歴を啓発し、長期的な展望を持つ行動様式がとりにくくばあいの傾向はさらに強められる。このため、労働組合は長期的な展望の下で一貫した方針を掲げにくくなり、また、類似するグループ間の連帯や妥協は困難になる。

韓国の労働運動では、組合運動の活力と内部の民主制を保障しようとするれば

15) 조효래, 기업별 노동조합의 내부정치: H자동차 노조의 현장조직들을 중심으로, 「산업노동연구」, 제 7 권 제 1 호, 2001. (趙孝來, 「韓国の企業別組合における内部政治」, 「産業労働研究」, 第 7 卷第 1 号, 2001. 金元重訳, 「大原社会問題研究所雑誌」, No.512, 2001.7)

するほど、現実的な妥協を選択して具体的成果を獲得しようとする執行部と、それを原理的に批判する現場組織との葛藤が強まり、不安定な組合運営が避けられなくなる。組合執行部を掌握した革新代議員グループは、いったん組合権力を掌握した後は、経営者側との交渉や政府との交渉では譲歩と妥協を行わざるを得なくなる。組合執行部は、交渉過程における専門的知識や経験の不足に悩まされるだけではなく、労使間の合意の可能性を判断する際にその合意から得るものと、合意によって経営者側や政府側から提起される制約の遵守との選択に悩むことになる。執行部に選出された後は、何らかの成果を出すために妥協を選択し、現場組織との葛藤を覚悟しつつ、委員長が責任を引き受けるかたちで、意思決定をせざるをえなくなる。

企業別組合の下での組合運動のディレンマについて、趙孝來は次の3点を指摘している¹⁶⁾。(1)大規模な雇用調整の実施のような労働者の生活に密接に関連する意思決定が、労組排他的になされるならば今後も消耗的な葛藤が生じる。韓国の労働運動が抱える制度的交渉と戦闘的動員のディレンマは、労働組合が合法化し、制度化されようとしている中でも、依然として労働勢力に対する資本と政府側の排他的戦略が存在していることによって引き起こされる。(2)労使交渉のレベルは全国レベル、産業別レベル、企業別レベル、作業場レベルなどいくつかの水準があり、交渉のレベルと交渉の争点が分化される必要があり、個別企業の交渉で解決すべきテーマと上位団体や下位団体で解決すべき項目がある。この分業がないと狭小な制度的空間で組合員の要求を可能な限りくみ上げようとする組合執行部は、負担過剰の状況に陥り、この状態が続けば韓国の個々の労働組合は内部民主主義にもかかわらず、不安定さと交渉力の不足に悩まされることになる。(3)組合活動家のキャリア開発の経路の開発が重要である。現場組織における活動家の視野と展望を企業内に閉じこめることなく、社会内の他の団体との連携が可能な視野が獲得され、社会内の勢力の一つとして認知され、定着していく必要がある。このための労働組合組織の体系化・制度化が求められるとのべている¹⁷⁾。

16) 趙孝來, 前掲, 29頁から34頁。

17) 金錦守, 「労働組合リーダー論」(中村猛訳), 2002, 明石書店

4：労働者と労働組合の政治参加

これまでの韓国における労働者階級の政治参加には大きく2つのルートがあった。一つは前節で検討してきたような政府の行政機関に労働者代表として参加するルートと、ここで検討するような独自の政党を結成し選挙に立候補して議会制度に参加し、立法過程に関与しようとするルートである。選挙制度や議会制度への参加は、大統領選挙への参加、国会議員選挙への参加、地方議会選挙への参加の3つのレベルが考えられるが、ここでは意味のある変化を観察する対象として国会議員選挙に注目し、とりわけ2000年4月と2004年4月の国会議員選挙を検討することで、漸次ではあるが、韓国における労働者階級の政治参加が進もうとしている現状を展望してみたい。この近年の動向に注目することで、本稿のまとめに代えたい。

民主労総（民主労働組合総連盟）は、1987年夏の「労働者大闘争」によって民主的労働組合運動が開始され、その後、既存のナショナルセンターに満足しない労組により幾度かの連合・離散の試行錯誤をへて結成された新しいナショナルセンターである。これにより韓国では韓国労総（韓国労働組合総連盟）と民主労総（民主労働組合総連盟）との2つのナショナルセンターが並立する時代となった。2000年初頭にこの民主労総関係者を中心とするグループにより、韓国の労働者の要求を政治に反映させるための政党として、民主労働党が結成された。初代代表の権永吉氏は、ソウル新聞労働組合委員長職務代行、言論労働委員長を経て民主労総初代委員長の経歴を持つ。民主労働党は、第16回総選挙の直前に結成され、本格的な国政への参加を目指した。

2000年4月の第16回総選挙は、金大中政権の任期途中に行われたもので、IMF経済危機からの回復策の是非とその成果を国民に問う選挙であった。また、この総選挙では、市民団体による落薦・落選運動が展開され、主として古い形の選挙運動に依存してきた首都圏の野党ベテラン議員に影響が出たことで注目された選挙でもあった。この落薦・落選運動は、参与連帯を中心として多くの市民団体が参加した運動であり、落薦運動ではリストに掲載された落薦候補102名中48名が党公認からはずされ、落選運動ではリストに掲載された86名中59名

を落選させた。選挙結果としては金大中大統領の与党民主党（新千年民主党）が選挙前の98議席から17議席を増加させ115席を獲得、野党のハンナラ党は直前の122議席から11議席増の133議席を獲得した。第3党であった自民連は大幅に議席を減らし、50議席から17議席へと減少し、ハンナラ党と民主党の二大政党の構図が見られるようになった¹⁸⁾。

結成された直後の民主労働党は、蔚山など21の選挙区に候補者を立てて、この選挙戦を戦ったが、全国では得票率1.2%、候補出馬選挙区では平均13.1%の票を獲得した。候補を立てた小選挙区で2位であった選挙区は、蔚山で3選挙区および慶南の昌原で1選挙区の計4選挙区であった。が、しかし、結果として小選挙区及び全国区で一人の国会議員も当選させることは出来なかった。

蔚山市北区の選挙区については、総選挙前の予想では民主労働党の優勢が伝えられたが、候補者を選出する蔚山支部の総会で、当選可能性のより高い候補を選出することが出来なかった。つまり、当該小選挙区より広い支部単位の総会で選出された選挙区とは関連の薄い蔚山連合推薦の候補を議員候補として選出したため、この候補と選挙区における主たる支持母体の関連が弱くこの点が最後まで響き、選挙運動組織が十分に連携・機能しなかった。開票過程で、蔚山のある放送局が、間違っ て民主労働党候補に当確を打つというほどの大接戦を演じたものの、結果としては500余票の差で、勝てる可能性の高かった選挙を落とした。候補者選出手続きは規則に沿ってなされたとは言え、セクト主義により候補者の戦略的な選出に失敗した。全体としては「意味のある失敗」と総括された¹⁹⁾。

この2000年の段階までの韓国労働者階級の政治参加をさして木宮正史は、(1) ミクロレベル（各企業の生産現場）における非常に攻撃的、非妥協的な労働運動とそれに対する資本側の対応の未熟さ。(2) マクロレベル（全国政治レベル）での労働運動の政治的「排除」の併存状態と指摘している²⁰⁾。また、同様の事

18) 「大韓民国の第15代国会議員総選挙について」、自治体国際化協会、「CLAIR REPORT」, No.122, 1996.9.7

19) 「4・13 総選挙評価と民主労働党の課題」。

20) 木宮正史, 前掲, 第9章。

態を若畑省二は、(1)民主化後の韓国の労働政治の特徴は、全国政治レベルにおける労働勢力の政治的排除と、生産現場レベルにおける非常に攻撃的・非妥協的な労働運動の二点が見られ、(2)この不整合状態は、労働勢力が全国政治レベルで政治的に排除され十分な政治的影響力を行使できないために生産現場レベルでの攻撃的・非妥協的な運動に依存せざるをえないと言う点で、両者は相互補完的な関係にあると指摘している²¹⁾。

盧武鉉政権は、2003年2月の政権発足当初から国会に於いては少数与党として政権を担当せざるを得なかったが、その与党となるべき民主党がさらに総選挙を前に親現大統領派と親前大統領派に分裂し、結果として大統領の与党は国会議員の2割に満たないミニ与党「ウリ党」となった。また、同年末、大統領側近の不正資金事件が表面化したが、その際の大統領の発言がきっかけで、あっけなく大統領への弾劾訴追案が可決され、大統領の職務が停止される異常事態となった。この事態の中で、大統領の弾劾の是非を争点として第17回総選挙が2004年4月に行われた。

大統領の弾劾訴追は、国民の支持を獲得できないことが選挙戦を通して次第に明らかになっていった。選挙結果は新与党＝親現大統領派「ウリ党」の大勝利に終わり、盧武鉉大統領の与党は過半数の152議席を獲得した。もともとの野党ハンナラ党は、この逆風の中で選挙戦を戦ったが、党首の若返りなどの刷新に取り組み、支持基盤である嶺南地方で支持を挽回し、若干の議席減である121議席を獲得した。もともと与党であった旧与党＝親前大統領派の民主党は大きく支持を減らし9議席となり、その結果ウリ党とハンナラ党による2大政党制への傾向を強めた。この総選挙は、以前の選挙と比較して選挙のあり方も、次の3点で変化した。(1)一人一票制の旧小選挙区制に対し違憲判決がなされていたので、国会議員選挙においては今回から選挙区と比例代表、つまり選挙区の候補者名と比例代表の政党名を記入する一人二票制が実施された。これにより小選挙区制のデメリットが是正され、以前よりは地域性に依存しない少数

21) 若畑省二、「民主化後韓国の労働政策の変化—労働勢力の「政治化」の失敗—」。2003年度日本国際政治学会、分科会4：「民主化」後の社会政策—グローバリズムへの対応—の報告レジメ。

派の全国政党の存立が可能となった。(2)金のかかる大衆動員型の選挙運動から、メディアやインターネットを用いた選挙運動が前面に出るようになり、いわゆる386世代が支持する新人の候補の選挙運動が保障されるようになった。(3)政治資金の集め方や収入・支出の透明化、政党に対する国庫補助の強化、女性議員進出支援（国会議員選挙の比例代表の候補には女性を5割以上含むこと）が義務づけられたなどが注目される²²⁾。

これらの選挙関連法の改正は民主労働党の初議席獲得につながった。民労党は、選挙区2議席、比例代表で8議席の計10議席を獲得し、韓国国会における第3党の地位を占めることになった。選挙区では蔚山市と昌原市との小選挙区で2議席を獲得した。比例代表では全国平均で13.08%を獲得し、8議席の配分を受けた。比例代表の地域別得票率に注目すると、広域都市や各道で10%を下る地域はなく、その支持は全国的に10%強で安定した比率をもち、大きな地域的な偏りは見られない。が、相対的な特徴としては、首都圏、済州島と慶尚南道で支持率が高く、広域市では蔚山市（21.9%）、仁川市（15.3%）で得票率が高いことがわかる。

民主労働党は、この総選挙にあたって選挙公約として次の11項目を掲げた。(1)完全雇用社会の実現、(2)累進課税の強化、社会福祉の財源化、(3)駐韓米軍の段階的撤退、南・北・米の平和協定、イラク派兵部隊帰還、(4)カード信用破綻者の救済、(5)同一労働・同一賃金、非正規労働者の正規労働者化、(6)コメの輸入自由化反対、(7)有給出産休暇の拡大、(8)医療費の国家・企業負担の強化、(9)保育・教育の無料化・国公立大の改革、(10)65歳以上の老齢基礎年金、(11)原子力発電所の建設中止と段階的廃止、安全な社会づくり。要約すれば、完全雇用・社会保障・社会福祉の強化と生活安定の実現、駐韓米軍の段階的撤退と平和主義、原子力発電の段階的廃止と環境保護・安全な社会づくり、の3つが柱であることがわかる²³⁾。

22) 山本健太郎、「韓国における政治改革立法と政党の動向—盧武鉉大統領の弾劾と2004年総選挙を経て—」,「レファレンス」,2004年6月号,国立国会図書館調査及び立法考査局

23) 民主労働党のHP:17回総選挙公約より。<http://www.kdnp.org/>

民主労働党の綱領に対し、現政権与党である「ウリ党」の綱領での基本政策は次のようである²⁴⁾。(1)参加と統合の先進政治の実現、(2)政府改革と地方分権の推進による先進政府の実現、(3)自由で公正な市場経済秩序の確立、(4)公平課税の実現と健全な財政計画、(5)経済成長潜在力の持続と拡充、(6)暮らしやすい農漁村建設、(7)参加福祉の実現で暖かく差別ない社会の実現、(8)健康な環境、健康な国民、(9)教育改革と知識文化強国の建設、(10)実質的な両性平等の実現、(11)韓半島の平和統一と南北共同繁栄の追求、(12)協力的な自主国防力量の基盤構築、(13)国家水準の向上と経済発展のための外交努力の持続。政権党の基本政策として総花的・抽象的であることがわかる。両党とも民主化重視、福祉財源の強化、平和統一・自主国防強化という点で共通性を持つ。

民主労働党の国会への進出は、労働者の要求を国政に反映させるための第一歩が実現されたことを示すものである。民主化よりも経済成長を優先させてきた韓国では、民主化の要求はまずはミクロなレベルから、つまり現場から声を上げていく以外には方法はなかった。その主張は、しばしば抵抗を受け孤立し、広範な支持を受けるようになるまで、多くの時間を要した。いきおい、過激な主張や表現の形式が選択されることになった。この過激な主張が生む運動のダイナミズムは、他方では、現場の運動家の分化と対立を生み、現場の組合リーダー達に多くの葛藤をもたらした²⁵⁾。労働組合の現場リーダーがしばしば命を賭けて組合員の奮起を促したり、抗議の自殺をしたりする行動はこのような状況に対応する行動であった。他方、労働者の要求の受け皿となるマクロなレベルでの政治参加の進捗は遅々たるものであった²⁶⁾。複数労組禁止・政治活動の禁止、上級組合の設立と介入の禁止のいわゆる「3禁」問題の改革は、ようやく1997年労働法改正で廃止が確定、翌1998年末には民主労総が法律上の合法団体として認定されることで解決した。労働組合の政治参加が合法化され、中

24) ヨルリンウリ党のHP：基本政策より。http://www.eparty.or.kr/info/info_07_01.asp

25) 韓進重工業支会、「キム ジュイク烈士よ やすらかに眠れ」、「実践と連帯」、112号、嶺南労働運動研究所、2003・10。キム・ジョンファン、「裴達浩烈士焼身自殺闘争評価」、同雑誌108号、2003.06など参照。

26) 2000年の韓国（ソウル）の状況を、映画文化を研究する四方田犬彦は、「構造化した停滞状況」と呼んだ。「ソウルの風景」、2001、岩波新書。また、玄武岩「韓国のデジタル・デモクラシー」、2005、集英社新書。

央政治への利益代表の選出が可能となり、その社会制度としての定着が本格化した。

同時に、「3制」と言われる整理解雇制、変形労働時間制、労働者派遣事業が自由化された。整理解雇制の第31条（経営上の理由による解雇の制限）につけられた「みなし規定」つまり「緊迫した経営上の必要」の項での「事業の譲渡、引き受け、合併」という条項を利用した解雇整理が認められるようになった。これは、IMFによる「緊急融資」の実施条件として示された構造改革であった。また、変形労働時間制や、労働者派遣事業のような雇用の柔軟化も認められた。この雇用の柔軟化の実施と関連して、近年社会問題となってきたのは、企業側は人件費削減のために非正規職の求人を増加させ、求職者側は正規職への就職が難しいなか非正規職に就こうとする動向が見られるようになったことである。非正規職が増加し、その処遇の改善が進まないことが政治問題となってきた。韓国は、権威主義体制の溶解とともに、民主化と産業化、とりわけグローバル化に対応する規制緩和と産業の高度化に対応する産業政策とのバランスの問題に直面することになった。この課題をどうのり越えていくのかが、ポスト開発主義段階にある先進社会としての韓国の課題であるように思われる。

本稿は科学研究費補助、課題番号11410066、基盤研究(B)「アジアにおける産業化とサービス産業化の形態」(研究代表 佐々木武夫)における研究成果の一部である。